様式第1号(施行規則第2条関係) 記載例 許 可 申 請 書 工事開始の10日前まで に提出してください。 公共物の、どの位置に、どのようなものが、占用するか。 *合和***年 4月 既存構造物や、周辺に影響がないか。を重点に審査します。 伊 那 市 長 7 3 9 6 - 8 6 1 7 伸請者は占用物件の所有者で、 申請者 住 所 伊那市下新田3050番地 通常工事費用を負担する方でする 氏 名 伊那 太郎 (伊那) 🕮 TEL *有線 7 5 - 0 2 1 1* 施工業者の担当者・連絡先を、 **-** 担当者 *監理建設㈱道路河川課 天竜 誠* TEL 0265 (78) 4111 内線2512 <u>、必ず記載してください。__</u> 別紙のとおり伊那市公共物管理条例第4条第2、4号の許可を申請します。 <u>該当を記載してください。</u> 第1号:流水の占用(水の採取) 第2号:土地の占用 第3号:土石等の採取 第4号:工作物の新築、改築、除去 第5号:土地の形状の変更、竹木の植栽、伐採 第6号:土砂、竹木、その他の物件の堆積、設置 (添付書類) (備考) 省略 別紙 (工作物の新築、改築、除却) 1 道路・河川の名称 認定外道路 ← 赤線など 普通河川 川 **← 一 ・ 二級河川、** (用悪水路) ← 青線など 準用河川以外の河川 池・沼 2 目 的 個人専用住宅の出入口のため ← 事業用か、そうではないかを 明確に記入してください。 3 場 所 伊那市 *下新田3050*番地 *先* ◆ 公共物に隣接する土地の地番 (又は公共物の地番)を記入 工作物の名称又は種類 してください。 □ 公共物の敷地を、どのようなものが、 どれだけ占用するのか、明確に記入してください。 工作物の構造又は能力 添付の平面図と必ず整合してください。 自由勾配側溝(横断用)400×400及びすり付け L=4. 0m W=0. 9mグレーチング1m 2箇所

6 工事の実施方法

上上側通行上 (10日間) ← 通行止が必要な場合は記入し てください。道路法の適用を 全面通行止(日間) 受ける道路の通行止は、道路 使用許可申請をしてください。

7 Ι. 期

> 許可の日から令和 **年 4月 1 0日まで の予定 ◆ 記入漏れがない (*10*日間) ようにして

ください。

1 目

8 占用面積

3.6 0平方メートル **← 添付の占用面積計算書と整合してください**。

占用の期間

占用期間は、 →→ 許可の日から令和 **年 3月 31日まで 土石等の採取は1年以内、その他のものは3年以内で、年度単位で許可します。

公共物許可申請について

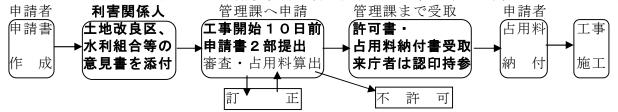
伊那市公共物管理条例(平成3年条例第15号)に定める公共物とは次のものです。

- ①普通河川等…河川法の適用又は準用を受けない河川、溝きょ、用排水路、ため池等
- ②河川管理施設…普通河川等に係る堰、水門、堤防、護岸、床止め等
- ③認定外道路…道路法の適用を受けない道路
- ④道路管理施設…認定外道路と一体となっているトンネル、橋、さく、並木、道路標識等

用悪水路、青線、赤線などのこれらの公共物において、流水や敷地の占用、土石等産出物の採取、工作物の新築・改築・除却、土地の掘削・盛土・切土等の形状の変更、植栽又は伐採、土石の堆積等の行為をしようとする場合は、条例の規定により許可を受けなければなりません。

用悪水路や青線の占用が多いので、水路占用許可と呼ばれることがあります。平成3年の条例 制定前は、昭和23年に制定された長野県土木取締条例により県の許認可が行われていました。

1. 申請から許可までの流れ ~申請後、許可書の発行までは、通常1週間くらいかかります。



- 2. 申請書の作成について ~申請書は正本、副本あわせて2部提出してください。
 - ○必要な添付書類〈両面コピーなど書類削減にご協力ください。〉
 - ・位置図(住宅地図など申請場所の案内図となるもの)
 - ・公図写し
 - ・実測平面図(方位、縮尺が明確で、占用物件の位置、公共物と民地の境界が明確なもの) 〈伊那市道路台帳図の写し(A3、1枚50円)もご利用ください。〉
 - ・ 占用面積計算書(占用面積の求積図、計算式。実測平面図等に併記も可)
 - ・実測縦断図(占用延長が概ね10mを超える場合。縮尺:垂直1/100以上、水平1/200以上)
 - ・実測横断図(縮尺:1/100以上の横断図又は立面図。舗装については構成を明確にすること。)
 - ・工作物の設置、土地の形状変更等の設計図〈構造図、標準断面図、配筋図、展開図など〉
 - ・取水量計算書及び河川の流量との関係を示す書面(水利使用の場合)
 - ・採取量計算書及び採取方法を記載した書面(土石採取の場合)
 - ・申請行為が他の行政庁の許認可、処分が必要な場合はその許可証の写し等
 - ・申請行為に特別な利害関係人がある場合はその意見書(水路管理者である土地改良区や管理組合の同意書など)
 - ・写真(現況がわかるもの)
- ・その他市長が必要とする書類
- ○おもな許可基準〈長野県の道路占用許可基準、道路自営工事承認基準に準拠します。〉
 - ・家屋・事業所への出入口は原則1箇所とする。出入口の幅員は、通常の出入りが乗用・小型貨物自動車等(乗車定員10人以下、車両総重量3.5 t以下)の個人住宅等は6m以下、普通貨物自動車等(車両総重量6.5 t以下)の店舗、工場等は8m以下とする。
 - ・出入口が水路等を横断する場合、既設の水路断面、流水を阻害してはならない。そのおそれのある場合は、既存と同等以上の材料で前後の影響範囲まで布設替えを行うこと。
 - ・出入口の舗装構成は、車道の舗装構成と同等とし、または占用工事復旧基準による。なお、 歩行者等の出入りに限られるアスファルト舗装は、表層 3 cm、路盤 1 0 cmとする。
 - ・水管、下水道管の占用は、他の構造物との距離を原則として0.3m以上とすること。
 - ・敷地内の雨水排水は宅内処理(地下浸透又は自然流下)を原則とする。家庭雑排水の水路 への放流は認めない。ただし、合併処理浄化槽の処理水は、水路管理者が同意し公益上や む得ない場合は認めることができる。
- 3. 占用料について

許可日から30日以内に納付してください。次年度以降の納付書は、毎年4月に郵送します。個人住宅の出入口、農地の出入口、水道管、ガス管、下水道管などは条例により減免されます。

4. その他

- ・占用者は、占用物件を常時良好な状態に保つよ<u>う管理し、水路の流水や通路の交通に支障を</u> 及ぼさないようにしてください。 問い合せ先
- ・占用期間が満了した場合、更新しようとする ときは、あらかじめ許可申請書(継続)を提 出してください。

〒396-8617伊那市下新田3050番地 伊那市役所 管理課 管理係 TEL 0265 (78) 4111 内線 2511・2512